

校則

1 校内生活

- (1) 時間を守る。
- (2) 登校後は、無断で外出しない。
- (3) 遅刻・早退の時は必ず保護者が先生に届ける。欠席の場合は事前に知らせる。
原則として体調不良等により早退する場合は、学校から保護者へ連絡をし、保護者に迎えに来てもらうこととする。
- (4) 特別教室へ無断で入室をしない。
- (5) 非常用施設、設備には勝手にふれない。
- (6) 危険な場所には立ち入らない。

2 服 装

- (1) 通学の際は、標準服とする。
ただし、令和8年度入学生まで旧標準服も着用可とする。
- (2) 名札、体育館シューズ、上履きは学校指定のものとする。

3 所持品

- (1) 通学カバン、補助バッグは学校指定のものとする。
- (2) 学校に不要な物は持ってこない。必要に応じて、「許可申請書」を提出する。

4 登下校

- (１) 生徒は原則として歩いて登下校を行う。
※保護者による送迎は、基本的に行ってもらわない。
- (２) 登校時間 ７時３０分【生徒玄関開錠】から８時１０分まで
下校時間 月曜日から金曜日…１６時３５分まで
教師がつく場合１７時まで（行事の時は多少変更あり）
部活動の生徒は、４～９月・・・１８時３０分まで
 ３月・・・・・・・・１８時１５分まで
 ２・１０月・・・・１８時まで
 １１月～１月・・１７時３０分 (+ １５分で校門を出る。)
- (３) 交通規則を守る。
- (４) 自転車通学は禁止する。
- (５) 許可を受けた者以外は、バス通学は禁止する。

5 その他

- (1) アルバイト（新聞配達等）をするときは、必ず担任に申し出て校長の許可を得る。
- (2) テスト期間中や行事などで早く下校する場合は、16時30分までは自宅学習を行い、外出をしない。

生徒心得

《私たちの目指す理想の学校》

5つの柱

- ① 礼儀正しく落ち着いた学校
- ② 美しく清潔で伝統を重んじ、より良い校風を築いていこうとする学校
- ③ 思いやりを持って人に接し、助け合い協力し合う活気に満ちた学校
- ④ けじめと責任を持ち、何事にも積極的に取り組む生徒
- ⑤ 真剣に学び、自らを高めようと努力する生徒

1 学校生活…お互いに気持ち良く過ごすため、次のことを守ろう。

(1) 校内生活

- ① 時間を守ろう。
 - ・ 7:30～8:10 までに登校する。8:10 には教室に入り、朝の活動の準備をしよう。
 - ・ 用事がない場合は、短学活後すぐに下校し教室には残らない。教師がついて活動をする場合は 17:00 までとする。
- ② みんなで協力し、校舎内外の美化に努めよう。

(2) 服 装

- ① 標準服＜長崎市統一制服＞で通学する。（※旧制服は令和 8 年度まで、令和 9 年度から完全移行）
- ② スラックスを着用する際には、ベルトを必ず着用する。（無地で黒・紺・茶までとする）
ベルトは華美でない物とする。
- ③ 夏の標準服の下は白を原則（透けないもの）とし、ワンポイント可とする。
- ④ ブレザーの中着は、白のカッターシャツや白のブラウス、夏の標準服を着用する。
白のカッターシャツや白のブラウスの裾は、スラックスに入れる。
- ⑤ 防寒のための中着（トレーナー、カーディガン、セーター）の着用は可とする。
色は黒、紺、白、灰とし、ワンポイント可とする。また、制服からはみ出ないようにする。
- ⑥ スカートは膝が隠れる程度（膝をついて裾が床につく）の長さとする。
- ⑦ 靴下は白色・黒色とする。
 - ・ くるぶしが隠れる程度の長さとし、ショートソックス、スニーカーソックス、ルーズソックス、ハイソックス、流行のものは禁止とする。
- ⑧ 美化作業の時の服装は、上下ジャージまたは体操服に着替える。
- ⑨ 上履きと下履きを区別し、決められたものを使用する。シューズのかかとは踏みつけない。
- ⑩ 通学靴は、白のひもつき運動靴とする。
- ⑪ 頭髪は下記の通りとする。
 - ＜女子＞
 - ・ 前髪は、自然におろした状態で、目にかからないようにする。
 - ・ 横髪、後髪が肩にかかる場合は、1 つか 2 つで結ぶ。ゴムの色は黒色とする。
 - ・ ピンは、前髪には使用しない。横髪が耳の前に落ちないようにするためだけに使う。
 - ＜男子＞
 - ・ 横は耳にかからない、後ろは襟にかからない、前髪は目にかからないようにする。
 - ・ 上側と横側の長さが極端に変わらないようにする。
 - ＜共通＞
 - ・ 髪を染めたり、脱色したり、パーマをかけたりしない。
 - ・ 眉そりをしない。
- ⑫ 雨具（レインコート、雨靴）の使用を許可する。ただし、派手でなく、単色のものとする。それを保管する場所等は設けないので、個人で確実に管理する。
- ⑬ 防寒具は、無地の黒か紺のコート、ウインドブレーカー（部活動指定のものも可）とする。手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用は認める。校舎内では着用せず、着脱は生徒玄関で行う。
- ⑭ 女子は、ストッキング、タイツの着用を認める。（無地の肌色・黒）
- ⑮ 防寒具の使用期間は 1 2 月から 2 月までとする。着用については体調などを考慮して各自で判断する。（3 月以降の着用に関しては天候、気温等から判断して、許可する場合もある。）

- ⑯ 制服の移行期間は定めない。天候や健康状態を考慮して、各自の判断で移行するものとする。ただし、行事の際に指定がある場合は、その指示に従う。
- ⑰ 実技をとまなわない教科は、原則として標準服。靴は白のひもつき運動靴。
- ⑱ 儀式的行事（始業式や終業式、入学式、卒業式など）では、中着の白カッターシャツまたは白のブラウス、夏の標準服（白）を着用し、ボタンをすべて閉める。靴下は白色とする。

（３）所持品

- ① 所定のカバン、補助バッグは、学校指定の物を使用する。
 - ・教科の学習があるときは必ずカバンで登校する。
 - ・カバンに入らない学用品は補助バッグに入れる。
 - ・補助バックに入らない場合のみ、その他バックの使用を認める。
 - ・カバンや補助バッグを改造したり、落書きしたりしない。
 - ・カバンや補助バックに付ける目印のキーホルダーは１つまでとする。
- ② 不用なお金や品物を学校に持ってこない。持ってきた場合は必ず担任に預ける。
※携帯電話（スマホ）の持ち込みは認めない。ただし、保護者への連絡で必要な場合は、保護者より学校へ相談の後、申請し許可を得る。許可された場合のみ、学校へ持ってくることができる。
登校した際、学校へ携帯電話（スマホ）はすぐに職員室へ預ける。保護者への連絡以外で使用しない。
- ③ 携帯電話（スマホ）などを無断で持ってきた場合は一時預かり、保護者に取りに来てもらう。
- ④ 学校内に個人のはさみの持ち込みをしないこととする。（はさみが必要な場合は担任の先生、もしくは、教科担任の先生にお願いする。）
- ⑤ 教室に認められていない学用品を置いて帰らない。（体育倉庫等についても同様）

（４）その他

- ① 認められていない学習用具を教室などに置き残しがないようにする。
- ② 用もないのに他学年のフロアや教室に行かないようにする。
- ③ 自分の教室以外には無断で入らないようにする。
- ④ ベランダには出ないようにする。
- ⑤ 欠席連絡は 8:10 までに保護者に行ってもらう。
- ⑥ 職員室に入室するときはあいさつをして入室する。その際、荷物は廊下において入室する。用がない生徒は入室しない。
- ⑦ 職員玄関は、原則として生徒の出入りを禁止する。
- ⑧ 日焼け止めの使用を認める。ただし、活動前に更衣室で使用する。
- ⑨ 汗ふきシートは平日の利用を禁止とし、土日の部活動については、各部顧問の指示で使用許可とする。

２ 校外生活…自分勝手な行動をして、みんなに迷惑かけないように、次のことを守ろう。

（１）交 通

- ① 交通規則を守る。
- ② 歩道がないところは、１列で歩く。
- ③ 決められた歩道を歩く。元宮公園にぬける赤道は通らない。
- ④ 自家用車で送迎は原則禁止する。
- ⑤ バス通学、自転車通学は禁止とする。ただし、藤田尾・木場・岳路地区の生徒のバス通学は認める。特別な事情により許可する場合がある。
- ⑥ 買い食いをしてはいけない。

（２）家 庭

- ① 夜間外出はしない。
- ② 無断外泊は絶対にしない。
- ③ 校区外に出るときは、身分証明書を必ず持参する。